

# 粉じん作業に対する発散抑制措置の 柔軟化について

# 粉じん作業に対する発散抑制措置の柔軟化について

【これまでの検討で出されたご意見等】

□粉じん則においても、特定粉じん発散源に係る措置として、局所排気装置や密閉設備の設置などが義務づけられているが、除じん装置等の有効な発散抑制装置の設置等により、作業環境測定に基づいた良好な作業環境を継続維持できるため(※1)、そのような事業場については、より多様な措置が選択できると良いのではないか。

□得られるメリット

- ・作業環境測定に基づく作業環境管理の重要性を明確に示すことにつながる
- ・設備・装置によっては、定められた制御風速以下での装置の運用が可能となることや、装置の小型化、設備費の削減が期待できるなど、効果を損なわずに効率的に作業環境管理を実施することが可能になる

## ＜報告書案＞

対象作業場の作業環境測定の結果が第一管理区分であって、一定の要件を満たせば、法令で定める局所排気装置等以外の多様な発散抑制措置が認められる特定化学物質障害予防規則などの「発散防止抑制措置特例実施許可制度(※2)」を参考に、粉じん障害防止規則における特定粉じん発散源に対する措置についても、良好な作業環境を継続的に維持できる事業場については、同様に多様な発散抑制措置が選択できる仕組みとすることが適当である。

※1 厚生労働科学研究

- ・H25～H27年度 「粉じん作業等における粉じんばく露リスクの調査研究(代表研究者 名古屋俊士)」
- ・H28～H30年度 「粉じん作業における除じん装置の有効性の検討(代表研究者 明星敏彦)」

※2 発散防止抑制措置特例実施許可制度(有機則第13条の3、鉛則 第23条の3、特化則第6条の3)

- ・発散防止抑制措置に係る特例実施許可制度の創設(平成24年7月)  
何らかの発散防止抑制措置を講じ、作業環境測定の結果が第一管理区分となる場合、所轄労働基準監督署長の許可により、密閉設備、局所排気装置、プッシュプル型換気装置を設置しないことができる